第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（８月３１日）　委員意見要旨一覧

番号	該当箇所	項目	委員意見等	事務局回答
1	第4章　行政運営 第12条(財政運営)	意義	大分市の財政の現状を知ることが、市民みんなでアイデアを出し合い、工夫して、協力してまちづくりをしていくことが必要だというところにつながる。市民が主体的にまちづくりについて考えていくために、また、協働のまちづくりを推進していくために、大分市の財政状況が今どうなっているのかについて市民に分かりやすく伝え、情報を共有することは重要だ。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
2	第4章　行政運営 第12条(財政運営)	周知方法	学校の授業で国の財政について学んでも、市や県の財政状態について学ぶことはなかったが、私たちからしたら国より市や県の方が知りたいと思っている。財政状況について分かりやすく、いろいろと公表していると思うが、財政というものが親しみにくいからか、そこに多くの市民の方々がアプローチすることはほぼないと思う。そういう周知の仕方というのは、根本的に考えていかないといけないことなのだろう。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
3	第4章　行政運営 第12条(財政運営)	周知方法	財政状況について、文書にしても、文言にしても適正に、的確に書いてくれていると思う。市民に分かりやすく、また市民に関心を持ってもらうよう、いかに工夫して説明するかということが求められている。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
4	第4章　行政運営 第12条(財政運営)	提言書	提言書の中で、今の市の財政状況はどういう状況があるから厳しいという具体的な状況に触れたり、市民の方々に関係する部分で言葉を入れてもらえると、伝わりやすくなると思う。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
5	第4章　行政運営 第20条(危機管理体制の整備等)	国際情勢	「市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え」とあるが、国際情勢も不安定なところがあり、経済的なダメージもある。あまりにも大きすぎる有事については、国が主として関わることだが、市としても北朝鮮からの飛来物に対しての避難訓練等を行った事例もあるし国際的な有事や国際情勢についても、逐条解説のはじめにの部分か、第２０条の部分か、どこかに記載があった方がいいのではないか。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
6	第5章　市民参画等 第22条(市民参画) 第6章　まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	意義	若者会議など市の行政に参画することと合わせて、まずは共助の部分、地域コミュニティへの参画をしていただける方を一人でも増やしたい。それが協働のまちづくり、市民主体のまちづくりにもつながっていく。現実的に進めるのはなかなか難しいが、それでも、決して諦めてはいけない。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
7	第5章　市民参画等 第22条(市民参画)	体制整備	参画というと、計画、企画段階から入ってもらうような内容なので、やはり興味のある方が多くなってしまう。そういう方たちに周りの方も巻き込んでいってもらうとともに、参画のハードルを低くするような工夫も必要。参画だけではなく、まずは見てみたり、聞いてみたり、少し入ってみたりという形で、はじめの一歩の参加につなげ、そこから参画に移るようなプロセスがあったらどうか。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
8	第5章　市民参画等 第22条(市民参画)	体制整備	第２２条の逐条解説には、「市民が参画できるようにするための体制を整えることを明らかにしたもの」ときちんと書かれている。その体制として、若者会議のように若者に参加者を限ったものだけでなく、様々な世代の人が集まる会議であったり、若者会議や自治会等のいろいろな会議同士のつながりを創出したりなどの機会・仕組みがあるとよいのでは。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。

9	第5章　市民参画等 第22条(市民参画)	周知方法	周知しても、活動によっては同じ世代ばかり集まることがある。もっとどんな人でも歓迎している点を前面に出した方が、参加するハードルが下がるのでは。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
10	第5章　市民参画等 第22条(市民参画)	周知方法	元々参画をしたいと思っている人等の興味がある人以外も、チラシのポスティングなど偶然目に触れるきっかけがあるとよい。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
11	第5章　市民参画等 第22条(市民参画)	周知方法	情報に触れただけではどうしても参加するまでの一歩が出にくいところがあるので、授業や講義等、身近な学校生活の場で取組を周知してほしいという気持ちがある。そうすれば背中を押され、もっと若者が参加してくれると思う。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
12	第5章　市民参画等 第22条(市民参画) 第6章　まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)		新しい方に参加・参画してもらうことは永久的な課題と思っている。新しい方を受け入れてくれる土壌をぜひ作っていく必要がある。同時に、若者等にとっても、おせっかい世代というか、人のために動くことのできる人たちはありがたい存在であり、そういう方たちとつながっていくと、次のステップが見えてくるのでは。世代間ギャップがあると、分からなくて声かけしづらいこともあるので、若者がどんどん興味を示し、人を巻き込み、入ってきてくれるとありがたい。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
13	第5章　市民参画等 第23条(協働の推進) 第6章　まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	役割分担（市のフォロー）	行政がお金を出して終わりではなく、その後もうすこしフォローしてほしい部分もある。課題を多く抱え、かつ平等・公平な行政が行うには難しい部分もあるのかもしれないが、行政の力も必要だ。市民にも責務があるので、その行政の力をもとにしながら自分たち市民が積極的にまちづくりをしていくというところは提言していきたい。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
14	第5章　市民参画等 第23条(協働の推進)	市民主体の協働	逐条解説上に本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではない旨記載がある。制定時、協働の名の下に本来行政がすべきことを市民におろしてるのではという疑念があったため明示したと思われるが、行政ありきにも見えるので、あくまでも協働のまちづくりとは市民の皆さんが自らの考えに基づいて自発的に行うものだという本来の趣旨がずれないような説明・解説をしたほうが良い。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
15	第5章　市民参画等 第23条(協働の推進)	市民主体の協働	「本来行政が行うべきもの」については、具体があると分かりやすいのでは。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
16	第5章　市民参画等 第23条(協働の推進) 第6章　まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	地域共生社会	逐条解説にはいろいろな方々のことが書かれており、第4条には市民総参加の原則があるので、地域共生社会の考えに通ずるものがある。総合計画にも書かれている地域共生社会を目指すということについてどこかに触れていただけると、そういう下でのまちづくりや協働という視点につながるのでは。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
17	第5章　市民参画等 第23条(協働の推進) 第6章　まちづくりの推進 第29条(地域コミュニティ)	互助	地域コミュニティの大切さというものは、まちづくりの中では特に大事だと思うが、佐賀関大規模火災の被災地において、お互い様という点が大変に語られていた。 「互助」のお互い様という意味合いは、「共助」に含めることができるという整理もできるかもしれないが、みんなで一緒にやりましょうという「共助」と、お隣同士くらいの、狭く、結束力が近い範囲でのお互い様という「互助」では、密度に違いがある。 大分市ならではのまちづくりという観点からも、「互助」というものの必要性があるのかもしれない。逐条解説で、「共助」という大きな範囲のみならず、改めて「互助」というものを考えることが必要だといった点をどこか一つでも入れていただきたい。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。
18		用語の定義	市民、議会、行政の協働という言い方をするが、行政について、逐条解説では、「行政」、「市長」、「市長等」という表現があるので、この点は少し整理した方がいいのではないか。	提言の素案を作成しましたので、ご意見等いただければと思います。